

## 資料 1 〇

# 下水道法の改正について

下水道法の一部を改正する法律が平成 17 年 6 月 22 日に公布され、11 月 1 日、施行されている。

## 1 改正の概要

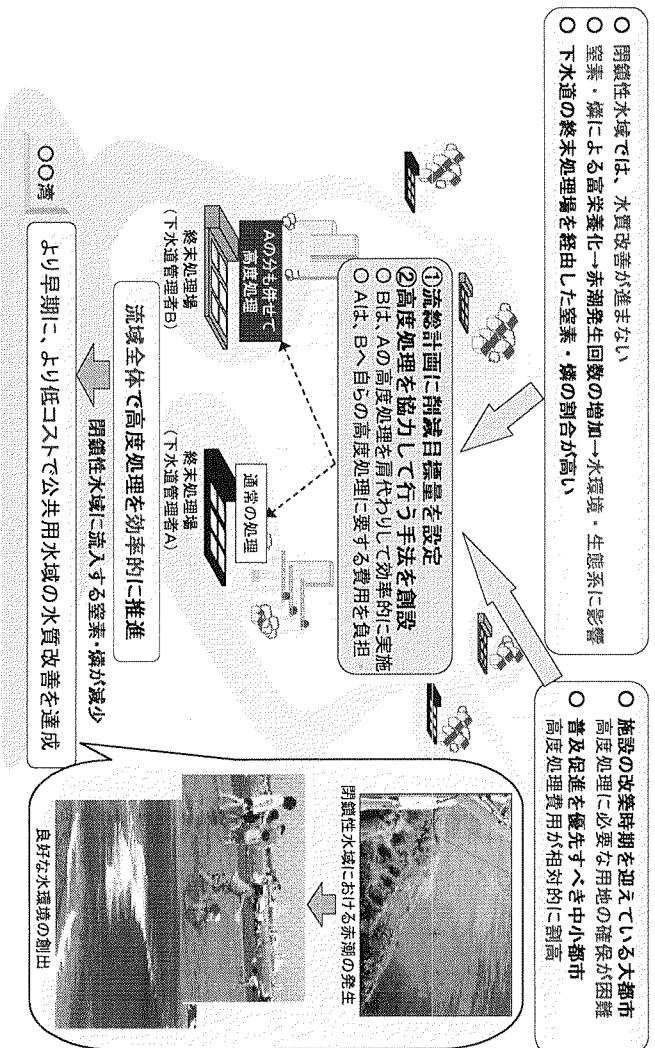
(1) 流域別下水道整備総合計画における削減目標量の設定  
湾や湖沼などの閉鎖性水域について定められた流域別下水道整備総合計画には、終末処理場ごとの窒素含有量又は燐含有量の削減目標量及び削減方法に関する事項を定めなければならない。

### (2) 窒素又は燐の削減を肩代りする場合の費用負担

① 高度処理終末処理場を管理する地方公共団体は、他の地方公共団体が管理する終末処理場の削減目標量の一部に相当するものとして、自らの削減目標量を超えて窒素含有量又は燐含有量を削減する旨を、当該他の地方公共団体の同意を得て、都道府県に対し、申し出ることができる。

② ①の申出に係る当該他の地方公共団体による費用の負担に関する事項等が流域別下水道整備総合計画に記載された場合には、当該高度処理終末処理場の管理に要する費用の一部を当該他の地方公共団体に負担させることができることができる。

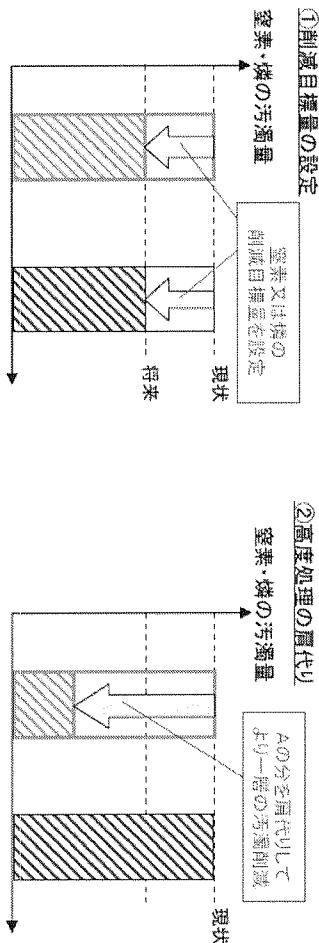
## 下水道法改正イメージ



## 費用負担概要

### 改正内容

- ①水質環境基準の達成のため、流域別下水道整備総合計画に、終末処理場ごとの窒素又は  
燐の削減目標量を定めなければならないこととする。  
②下水道管理者Bは、他の下水道管理者Aの削減目標量の一部に相当する窒素又は燐の削減を  
肩代りする場合、他の下水道管理者Aに、費用を負担させることができることとする。



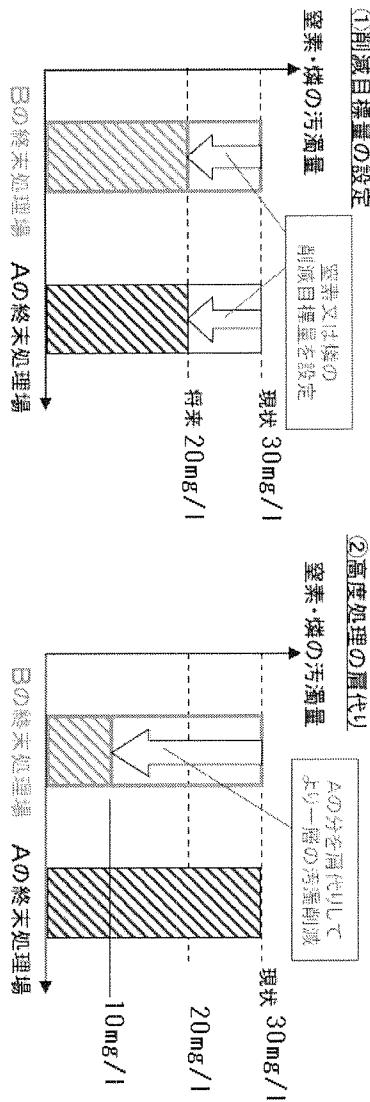
### 今回導入する制度を活用しつつ、流域全体で高度処理を効率的に推進

#### 参考

流域別下水道整備総合計画とは、その水質の汚濁が2以上の市町村の区域における污水によるものであり主として下水道の整備によって水質環境基準を達成すべき公共用水域ごとに都道府県が定める下水道の整備に関する総合的な基本計画である。高度処理終末処理場とは、流域別下水道整備総合計画において削減目標量が定められた終末処理場で、放流する下水の窒素又はりんに係る水質を一定のレベル以上に改善できる構造のものであり、下水道法施行令で窒素 20mg/l 以下、りん 3 mg/l 以下と定められている。

## 2 想定される肩代わり例

下図において、B、Aの放流水量は同じと仮定しており、濃度の差が負荷量の差に比例する。現状の窒素 30mg/l をB、A共に削減し 20mg/l とする本来の計画の代わりに、Aは現状のまま、Bが 20mg/l よりさらに高度な処理を行々 10mg/l としている。



B終末処理場、A終末処理場の放流水量は同じと仮定している。